

全体行政コスト計算書

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

(単位:千円)

科目	金額
経常費用	27,467,169
業務費用	16,514,419
人件費	5,762,950
職員給与費	4,081,960
賞与等引当金繰入額	306,696
退職手当引当金繰入額	156,650
その他	1,217,644
物件費等	9,949,567
物件費	6,642,557
維持補修費	409,364
減価償却費	2,897,601
その他	45
その他の業務費用	801,902
支払利息	351,158
徴収不能引当金繰入額	91,704
その他	359,041
移転費用	10,952,750
補助金等	8,779,266
社会保障給付	2,166,492
その他	6,992
経常収益	5,046,133
使用料及び手数料	4,366,806
その他	679,327
純経常行政コスト	22,421,036
臨時損失	43,721
災害復旧事業費	
資産除売却損	37,858
投資損失引当金繰入額	
損失補償等引当金繰入額	
その他	5,863
臨時利益	1,482
資産売却益	923
その他	560
純行政コスト	22,463,275

全体純資産変動計算書

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

(単位:千円)

科目	合計	固定資産 等形成分	
		余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	20,634,271	65,316,010	-44,681,739
純行政コスト(△)	-22,463,275		-22,463,275
財源	23,546,237		23,546,237
税込等	17,852,463		17,852,463
国県等補助金	5,693,775		5,693,775
本年度差額	1,082,963		1,082,963
固定資産等の変動(内部変動)		省略	
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額	-780		
無償所管換等	11,037		
他団体出資等分の増加			
他団体出資等分の減少			
その他			
本年度純資産変動額	1,093,220	41,831	1,051,389
本年度末純資産残高	21,727,491	65,357,841	-43,630,350

全体資金収支計算書

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

(単位:千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	24,286,392
業務費用支出	13,333,643
人件費支出	5,701,887
物件費等支出	6,995,594
支払利息支出	351,158
その他の支出	285,004
移転費用支出	10,952,750
補助金等支出	8,779,266
社会保障給付支出	2,166,492
その他の支出	6,992
業務収入	27,823,549
税込等収入	17,784,617
国県等補助金収入	5,015,722
使用料及び手数料収入	4,373,115
その他の収入	650,096
臨時支出	
災害復旧事業費支出	
その他の支出	
臨時収入	
業務活動収支	3,537,157
【投資活動収支】	
投資活動支出	3,648,364
公共施設等整備費支出	1,676,534
基金積立金支出	1,707,591
投資及び出資金支出	2,423
貸付金支出	261,816
その他の支出	
投資活動収入	1,617,359
国県等補助金収入	524,780
基金取崩収入	798,333
貸付金元金回収収入	281,275
資産売却収入	3,900
その他の収入	9,072
投資活動収支	-2,031,005
【財務活動収支】	
財務活動支出	4,005,237
地方債等償還支出	3,960,314
その他の支出	44,923
財務活動収入	2,547,425
地方債等発行収入	2,425,059
その他の収入	122,366
財務活動収支	-1,457,812
本年度資金収支額	48,340
前年度末資金残高	756,367
本年度末資金残高	804,707
前年度末歳計外現金残高	146,794
本年度歳計外現金増減額	-711
本年度末歳計外現金残高	146,084
本年度末現金預金残高	950,790

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

なお、地方公営企業会計（港湾整備事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価

② 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品……………先入先出法による原価法 ただし、病院事業会計においては、最終仕入原価法による原価法

② 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げる方法 ただし、港湾整備事業会計においては、個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10 年～50 年

工作物	7年～60年
物品	2年～50年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金および短期貸付金については、過去の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち根室市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、地方公営企業会計（港湾整備事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当する事項はありません。

(2) 表示方法の変更

該当する事項はありません。

(3) 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当する事項はありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当する事項はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当する事項はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当する事項はありません。

(4) 重大な災害等の発生

該当する事項はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事項はありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当する事項はありません。

5 追加情報

(1) 全体財務書類対象会計

会計名	区分	連結の方法
交通傷害共済事業特別会計	地方公営事業会計 その他	全部連結
国民健康保険特別会計事業勘定	地方公営事業会計 その他	全部連結
介護保険特別会計事業勘定	地方公営事業会計 その他	全部連結
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計 その他	全部連結
港湾整備事業会計	地方公営事業会計 公営企業会計	全部連結
水道事業会計	地方公営事業会計 公営企業会計	全部連結
下水道事業会計	地方公営事業会計 公営企業会計	全部連結
病院事業会計	地方公営事業会計 公営企業会計	全部連結

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている公共資産

イ 内訳

該当資産はありません。

以上